

岩手県告示第496号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年6月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問リハビリテーション

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
TKアイ ラック株 式会社	九戸郡洋野町種市 第25地割26番地29	九戸郡洋野町種市 第32地割15番地1 パークハイツA201	あい楽訪問 リハビリス テーション	九戸郡洋野町種市 第25地割26番地29	九戸郡洋野町種市 第32地割15番地1 パークハイツA201	平成29年4月 1日

2 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
TKアイ ラック株 式会社	九戸郡洋野町種市 第25地割26番地29	九戸郡洋野町種市 第32地割15番地1 パークハイツA201	あい楽訪問 リハビリス テーション	九戸郡洋野町種市 第25地割26番地29	九戸郡洋野町種市 第32地割15番地1 パークハイツA201	平成29年4月 1日